

# 感染症防止対策マニュアル

## 1. 目的

子どもたちが集団生活を送る学校・放課後児童クラブ・放課後デイサービス等では、感染症が発生すると被害が大きくなる可能性が高い。そのため対策として、感染症発生を予防し、また被害を最小限に防ぐことを目的にマニュアルを作成する。

## 2. 感染経路

感染経路には次のものがある。

### 1) 飛沫感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴を近くにいた人が吸い込むことで感染する。飛沫は 1-2m 飛び散るので、2 m 以上離れていれば感染の可能性は低くなる。

### 2) 空気感染

感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口から飛び出した病原体がエアゾル化し感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人もそれを吸い込んで感染する。

### 3) 接触感染

感染している人に触れることで伝播がおこる直接接触感染（握手、だっこ、キスなど）と汚染された物を介して伝播がおこる間接触感染（ドアノブ、手すり、遊具など）がある。病原体の付着した手で口、鼻、目を触ること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって、病原体が体内に侵入する。

### 4) 経口感染

病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。また、便中に排泄される病原体が、便器やドアノブに付着していて、その場所を触った手からも経口感染する。

5) 血液・体液感染 幼児においては接触が濃厚であること、怪我をしたり皮膚に傷があることで、血液や体液を介した感染が起こりうる。

6) 節足性動物感染 病原体を保有する昆虫やダニがヒトを吸血する時に感染する。

## 3. 職員の衛生管理

1) 動きやすい服装、清潔な服装、汚れたら着替えるよう準備しておく。

2) 爪は短く切る。

3) アクセサリー等の除去（ネックレスやイヤリングなど）を行う。

4) 風邪等の感染の症状があるときはマスクを着用する。

5) 体調不良時や感染症に感染した恐れがある場合は、必ず上司及び管理者に報告する。これにより勤務を考慮する。

6) 日常から健康管理を心がける。

## 4. 予防

### 1) 手洗い

正しい手洗いを励行する。共用のタオルは撤去し、個人のタオルを使用する。また玄関にはアルコール消毒を常設し、通所事業所に到着後、手指消毒を行う様に指導を行う。

### 2) 咳・くしゃみの対応

風邪症状がある場合にはマスクを着用することが望ましい。マスク着用していない場合はハンカチ、袖や上着の内側出口や鼻を覆い、飛散することを防ぐ。鼻をかんだ時、唾液が手についた時などは流水下で石鹸を用いて洗う。

### 3) 嘔吐物

嘔吐物処理キットを使い、使用時は嘔吐物処理キットの使用手順に従う。

### 4) 便の取り扱い

排便処理の際は、使い捨て手袋を着用する。その後、石鹸を用いて流水でしっかりと手洗いする。

5) 血液・体液の取り扱い血液、体液については慎重に取り扱う。例えば、皮膚に傷や病変がある場合は絆創膏などで覆うなどの防護を行う。鼻出血や外傷に触れる場合は、使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗いを行う。唾液が付着した玩具などは洗浄、乾燥を行う。

### 6) 清掃

複数の人が頻繁に触れる取っ手、テーブル、床は1日1回の消毒液での清掃が望ましい。屋外では、蚊の産卵を減らすために、植木鉢の受け皿など水たまりをつくらないようにする。送迎車は除菌スプレーでの除菌作業が望ましい。

### 7) 部屋の換気

空気感染対策のため、一日一回以上の換気を行い、空気清浄機や湿度を保つための加湿器を適宜使用する。空気清浄機や加湿器は常に清潔保つ。

### 8) 調理

活動プログラムでクッキングを行う場合、食材の管理や調理器具の洗浄などに十分に注を払う。

### 9) のどの乾燥

こまめな水分補給、うがいを適宜行う。

## 5. 感染症発生時の対応

### 1) 感染症の発生の連絡が家族等から来たら

→発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認

→接触した可能性がある利用者、職員の特定

→感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼を行う →職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底など確認する 2) 学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の情報を得て、自施設での感染拡大を防ぐ対応を行う。

3) 集団発生が疑われるなど必要な場合は保健所、所管へ連絡し助言を受ける。

## 感染症発生時の体制・研修・訓練

- ・感染対策担当者を定め、平時の手洗い、消毒、換気、体調確認、清掃、嘔吐物処理、備品管理を行う。
- ・感染症が疑われる場合は、発症者の隔離、保護者連絡、医療機関または保健所等への相談、接触範囲確認、消毒、記録を行う。
- ・感染症発生時は、業務継続計画と連動し、継続する業務、縮小する業務、休止判断、職員体制、保護者周知方法を確認する。
- ・感染症予防およびまん延防止のための研修・訓練を年1回以上実施し、記録を保存する。

## 令和7年度確認事項

- ・感染対策担当者を定め、手洗い、消毒、換気、体調確認、清掃、嘔吐物処理、備品管理を平時から実施する。
- ・感染症が疑われる場合は、発症者の隔離、保護者連絡、医療機関又は保健所等への相談、接触範囲確認、消毒、記録を行う。
- ・感染症予防及びまん延防止のため、職員研修及び訓練を定期的に行い、実施記録を保存する。

## 改訂履歴

改訂日	改訂内容	理由	確認者
令和7年3月31日	関係省庁・自治体資料に基づき、研修・訓練・記録・見直し等の運用項目を確認	関係省庁・自治体資料の確認及び令和7年度HP公開用整備のため	管理者